



【軽減措置の基本的なしくみ】

寄附額から 2,000 円を差し引いた額が、所得税及び住民税から税額軽減されます。

《計算式》

○所得税軽減額

(年間寄附額 - 2,000 円) × 所得税率

○個人住民税軽減額

基礎控除 (年間寄附額 - 2,000 円) × 10%

特別控除【年間寄附額 - 2,000 円】× (90% - 所得税率)

《寄附者の例》

(夫婦・子供 2 人、給与収入約 700 万円、個人住民税 30 万円)

A 寄附額 35,000 円

B 税の軽減額 ▲33,000 円 (35,000 円 - 2,000 円)

(内訳) 所得税 … 3,300 円 個人住民税 … 29,700 円

※この場合、所得税率は 10%

- ◆ただし、年収、家族構成または個人住民税の額によって、一人ひとり、控除される額や割合は変動します。
- ◆詳しくは、お住まいの市区町村の税務担当へお問合せください。